



市県民税の申告は 最寄りの会場で!

市県民税の申告は **3月15日(金)** までです

平成 25 年 1 月 1 日現在で鹿屋市に住所のある人は、平成 24 年中の所得状況を申告する必要があります。
この申告は、市民税・県民税の課税資料となるばかりでなく、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の資料になるほか、公営住宅、児童扶養手当、保育園、幼稚園就園補助金、融資などの申請に必要な諸証明のもとになりますので、該当する人は必ず申告してください。

■申告が必要な人

- 営業、農業、地代、家賃、生命保険料の満期返戻金等、原稿料、生命保険契約等に基づく個人年金等、土地・建物等の譲渡などの所得があった人
- 給与所得者（パート、アルバイト等を含む）で、勤務先から市役所に給与支払報告書が提出されていない人
- 平成 24 年中に途中就職や退職をした給与所得者で、年末調整がされていない人
- 給与所得者で、給与以外の所得（農業、家賃収入等）があった人
- 雑損控除、医療費控除、社会保険料控除等の所得控除、配当割額控除、寄附金税額控除等を受けようとする人
- 老齢福祉年金の受給者
- 平成 24 年中に市内に転入した人で、障害年金、遺族年金の受給者
- 収入のなかった人（市内に居住する人の配偶者控除や扶養控除の適用を受けていない人）
- 夫が単身赴任等で市外に住

所があり、その夫から扶養されている妻や 18 歳以上の子

- 年金、恩給などの公的年金等の収入のみの人で、年間の年金収入が次の金額を超える人。ただし、年金特別徴収されている国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料以外の控除の適用を受ける場合は申告が必要です。
- 65 歳以上の場合
 - || 148 万円
 - 64 歳以下の場合 || 98 万円
- 公的年金受給者で、公的年金等の所得以外の所得（給与、農業、不動産所得等）があった人
- 本人は市外在住だが、本人又は家族の居住用の家屋敷などを鹿屋市内に有する人（持家・借家を問わない）
- ※ 公的年金等の収入額が 400 万円以下で、かつ、年金以外の所得が 20 万円以下の場合には、所得税の確定申告をする必要はありませんが、市県民税の申告が必要な場合があります。源泉徴収票等を持参のうえ申告会場でおたずねください。

■申告が必要でない人

- 給与所得者で、勤務先から市役所に給与支払報告書が提出されている人
- 所得税の確定申告を提出する人
- 生活保護受給者
- 障害年金、遺族年金の受給者で、平成 24 年度市県民税申告を行った人
- 市内に居住する人（夫や親など）が年末調整や確定申告を行った際に、配偶者控除や扶養控除の適用を受けた妻や子などで、平成 24 年中に収入がなかった人

市県民税の申告が必要と思われる人には、申告書を発送しますが、勤務状況の変化等により申告が必要でない場合や、申告書が届かなくても申告が必要な場合もあります。各地区の公共施設等で申告を受け付けますので、市県民税申告相談日程表でご確認ください。